

## Kiko

モントリオール

## 気候ネットワーク

〒604-8124 京都府京都市中京区高倉通四条上ル高倉ビル305 Tel: 075-254-1011 / Fax: 075-254-1012

〒102-0083 東京都千代田区麹町2-7-3 半蔵門サウスビル 2F Tel: 03-3263-9210 / Fax: 03-3263-9463

E-mail: kyoto@kiconet.org (京都) tokyo@kiconet.org (東京) URL: http://www.kiconet.org/

気候ネットワークは、地球温暖化対策に取り組む市民のためのネットワークです。

「Kiko」は、温暖化問題の国際交渉の状況を伝えるための会期内、会場からの通信です。

## 京都議定書を始動させよ！

京都議定書発効後、最初の会合（COP11/COPMOP1）が、モントリオールで始まった。いよいよ議定書が動き出そうとしている。

マラケシュ合意を採択するだけでなく、次期枠組みの議論のスタートができるかどうか争点となっている。

## 次期枠組みのマンデート

(eco 11/28号抄訳)

京都議定書の第1回締約国会合（COP/MOP1）を開催する幸運な町、モントリオールへ、ようこそ。まずは、議定書という重要な条約が発効したという大きな成果を思い出して、みんなで、喜びをかみしめよう。

よるしい。では、当面の課題、議定書の第1約束期間が終了する2013年以降、何が起こるのかについて、考えてみよう。アメリカは、議定書が産まれるや否や、揺りかごにいる赤ん坊を絞め殺そうとしている。そして、多くの締約国は、アメリカを参加させるために、議定書の親条約である気候変動枠組条約の下で、次期枠組みの交渉を始める準備をしているようだ。しかし、議定書が、次期枠組みを議論する一番良い法的根拠であることに変わりはない。その理由を以下に示そう。

まず第一に、新興経済国の発展にとって、議定書は脅威ではなくむしろチャンスである。先進国は、絶対量による排出

削減義務を負い続けなければならないのは当然のことであるが、非常に豊かな途上国は別として、それ以外の途上国に、次期約束期間において、絶対量による排出削減義務を持たせようなどと誰も考えていない。実際、議定書は、その改正によって、様々な義務や約束を組み入れる多段階アプローチを実現する柔軟性を持っている。京都メカニズムは、先進国がより大幅な排出削減義務をもつことにより、より効果的に動き続けることができ、途上国の参加についても、ニーズや国の事情を考慮して、様々な方法を提供することができる。また、どのような途上国の義務も、先進国の義務の履行に対する遵守制度は適用されない。途上国に対する新しいコミットメントは、交渉の中で検討していくのだ。

第二に、気候変動の影響を本当にどうにかしたい人達は、議定書のもとで、次期の枠組みに関する交渉を維持することに反対する理由が理解できない。ブッシュ政権は、アメリカは条約の下における交渉のいかなる進展も妨害するとの立場を明確にしている。アメリカは、条約の締約国であるため、それができる立場にあるのだ。最近の交渉では、アメリカは、交渉の最後に、本当に意味のない小さい譲歩をするようになってきていて、アメリカはいつか大きな意味のある譲歩をしてくれるのではないかという淡い期待を交渉相手に、いつも抱かせている。国際

社会は、ブッシュ政権からは、前向きな答えは出てこないということ、すでに十分学んだはずである。アメリカがオプザバー国となっている議定書が、現在、唯一、気候変動対策が実施できる枠組みなのだ。

第三に、途上国は、議定書を基本とした、モントリオール・マンデートに強い関心がある。議定書の下で交渉することが、現在の京都メカニズムを継続し、運用するベストの方法である。これらのメカニズムのうち、主に、クリーン開発メカニズム(CDM)では、すでに、実施国によって決められた開発目標に見合った民間セクターの投資や技術協力が活用されている。これらメカニズムへの投資が継続されるかどうかは、投資家に対し、市場が2013年以降も続くことを明確にできるかどうかにかかっている。議定書から離れることは、CDMの市場を止めてしまうことを意味する。

さらに、適応や条約のもとで途上国が優先しているその他のものへの資金供与は、先進国による自主的な資金援助に頼っているため、全く不十分なものとなっている。CDM事業における適応基金への分担金は、より大きな資金を生み出すことが期待されている。しかし、議定書の下でのさらに大幅な排出削減コミットメントだけが、そのような事業へのより大きな投資を促すのだ。議定書の下での

- 2面に続く

## 「CDMの改革」って？

今回の会議ではクリーン開発メカニズム(CDM)の改革が話し合われる。しかしそれが“改善”になるのか“改悪”になるのかが問題である。

背景には、CDM事業としての承認がなかなか得られない&コストがかかるということに、先進国・途上国の政府および産業界から不満の声が出てきていることがある。

議長国であるカナダは、日本と同じく削減目標達成に関してCDMに頼る部分が大きくなることもあって、CDM改革議論について熱心である。

現状のCDMが、制度として効果的に機能していくことは重要であり、安定的な資金や十分な事務局の能力、そして承認プロセスの効率化、事業実施の現場とのコミュニケーションの強化をしていくことは必要である。

しかし、いかなる改革になるのであれ、CDMの環境十全性、特に追加性の原則は守られなければならない。CDMからクレジットを得るということは、すなわち受け取る先進国においてその分排出削減をしなくてもよいということの意味する。従って、追加的でない事業がCDM事業として認められてしまえば、世界全体で排出削減が行われないことになってしまう。

この「改革」の議論とは別に、HCFC22生産の新規工場から出るHFC23を破壊する事業をCDM事業として認めるかどうかについても話し合われる。これは下手をすれば、オゾン層破壊物質&温室効果ガスのHCFC22の増産につながるものであり、京都議定書やモントリオール議定書の本来の目的から考えれば、認められるべきではない。

### 冥福をお祈りいたします

10月14日、ヨーク・ウォラ・ハンター気候変動枠組条約事務局長が、急逝された。

京都議定書を発効に向け、マラケシュ合意後の難しい局面にある国際交渉の運営に尽力された大事な方を亡くし、大変残念である。日本の市民も、心より冥福をお祈りしたい。

## 会議成功への鍵「適応策」

「適応 COP」と称された昨年の COP10 に引き続き、今回のモントリオールの会議でも、適応問題は重要課題のひとつとしてあげられている。初日にはグリーンピースが中国黄河の干ばつに関するサイドイベントを行ったが、気候変動の悪影響は世界中で発生しており、適応策の必要性は高まる一方だ。

COP10 で採択された「適応策と対応措置に関するブエノスアイレス作業計画」は、SBSTA の下での「5 カ年計画」と、SBI の下での全体的な適応策に関する途上国支援の議論が統合されたものであり、今回もそれぞれの補助機関会合で議論が継続されている。

5 カ年計画については、途上国はこの計画が実質的な適応策実施につながる事を主張する一方で、先進諸国は、まず適応策への理解を深める事の重要性を指摘している。

その中でも注意したいのは、サウジアラビアの発言であり、石油消費減に対する補償を含める対応措置問題において、5 カ年計画でも、SBI の議論の中でも他の意見を遮る勢いで、支援を求める主張を続けている。

資金問題については、基金を運営する地球環境ファシリティ (GEF) の行き過ぎた運用方法に関する途上国の不満が最初から爆発した。特に GEF の運用措置 (RAF : 資源割当枠組み) が適応支援を実質的に難しいものにし、後発開発途上国基金に関しては資金へのアクセスを実質上不可能にする協調融資問題、京都議定書適応基金に関しては、COP が GEF へのガイダンスについて議論していないのに、世界銀行と覚書が結ばれた事など、多くの問題が山積していることを伺わせる交渉のスタートとなった。

日本政府は、資金問題に関しては沈黙を続け、ブエノスアイレス作業計画についても、適応策は、途上国と先進国双方を含めた全体の問題であるとして、脆弱性や影響の評価をまず行う必要があると主張し、高まる支援要請を回避するような姿勢を見せている。また、交渉態度を見る限り、しっかりとした途上国の適応策支援に関しての十分な戦略も持ち合わせていないようである。

2013 年以降の次期枠組の議論も開始される今回の COP11/ COPMOP1 において、適応策に関する交渉が先延ばしにされる事は、将来の制度に関する交渉の前進の大きな阻害要因となる可能性が高い。日本政府は、途上国の適応策支援を議定書の次期約束の構築に関わる重要な課題としてしっかりと位置づけ、前向きな姿勢を交渉の場で表明していくべきだ。

### - 「マנדート」1面からの続き -

新しい交渉は、分担金をその他の京都メカニズムへ広げる機会ともなりうる。

最後に、(途上国にはより深刻な影響を与える)気候変動の影響を避けるために必要な温室効果ガスの排出削減を達成するためには、議定書における先進国の排出削減義務を強化しなければならない。さらなる削減は、途上国の炭素クレジットの需要を生み出す、それは、持続可能な開発という目標の達成にも貢献するのだ。

条約が重要ではなくなったということ

を言っているわけではない。次期枠組みの構築においても、条約は重要な役割を果たすであろう。しかし、現在アメリカが、次期枠組みに関する全ての議論を妨害するという立場をとっている限り、議定書が、さらなる削減とより多くの国による気候変動対策に関する議論に最適な舞台となると言えよう。

### Kiko COP11/MOP1 通信 No.1

2005年11月30日発行

発行/編集 気候ネットワーク

大久保ゆり、川阪京子、中島正明

早川光俊、山岸直之

現地携帯 +1-514-578-6376 (川阪)